

可児市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領の一部改正について

1 改正の内容

- ・低入札調査基準価格及び最低制限価格の算出にあたり、一般管理費の算入率を「55%」から「68%」に、機器費の算入率を「90.7%」から「92%」に引き上げます。
- ・失格基準価格の算出にあたり、一般管理費の算入率を「20%」から「40%」に、機器費の算入率を「82%」から「84%」に引き上げます。

<現行>

工種	土木一式、舗装、とび土工(解体除く)、塗装、造園、鋼構造物	左記及び右記以外の工事(建築一式、管、水道施設など)	営繕工事以外の電気、機械器具設置
予定価格 3,000万円以上	<低入札価格調査制度>		
	◆ 低入札調査基準価格		
	直接工事費 × 97%	直接工事費 × 9/10×97%	直接工事費 × 97%
	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 90%	(直工費×1/10+現場管理費)×90%	現場管理費 × 90%
	一般管理費 × 55%	一般管理費 × 55%	一般管理費 × 55%
	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%	機器費 × 90.7%
			※設定範囲 75%~92%
	◆ 失格判断基準価格		
	直接工事費 × 97%	直接工事費 × 9/10×97%	直接工事費 × 97%
	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 90%	(直工費×1/10+現場管理費)×90%	現場管理費 × 90%
	一般管理費 × 20%	一般管理費 × 20%	機器費 × 82%
	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%	一般管理費 × 20%
			※設定範囲 75%~92%
3,000万円未満	<最低制限価格制度>		
50万円以上	◆ 低入札調査基準価格の算定方法と同じ		



<改正後>

(令和5年4月1日以後の入札公告又は入札執行通知の案件から適用します)

工種	土木一式、舗装、とび土工(解体除く)、塗装、造園、鋼構造物	左記及び右記以外の工事(建築一式、管、水道施設など)	営繕工事以外の電気、機械器具設置
予定価格 3,000万円以上	<低入札価格調査制度>		
	◆ 低入札調査基準価格		
	直接工事費 × 97%	直接工事費 × 9/10×97%	直接工事費 × 97%
	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 90%	(直工費×1/10+現場管理費)×90%	現場管理費 × 90%
	一般管理費 × 68%	一般管理費 × 68%	一般管理費 × 68%
	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%	機器費 × 92%
			※設定範囲 75%~92%
	◆ 失格判断基準価格		
	直接工事費 × 97%	直接工事費 × 9/10×97%	直接工事費 × 97%
	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 90%	(直工費×1/10+現場管理費)×90%	現場管理費 × 90%
	一般管理費 × 40%	一般管理費 × 40%	機器費 × 84%
	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%	一般管理費 × 40%
			※設定範囲 75%~92%
3,000万円未満	<最低制限価格制度>		
50万円以上	◆ 低入札調査基準価格の算定方法と同じ		

2 施行日 令和5年4月1日(施行日以降の入札公告または入札執行通知から適用)

3 問い合わせ先

可児市役所総務部管財検査課契約係 電話 0574-62-1111(内線3254)